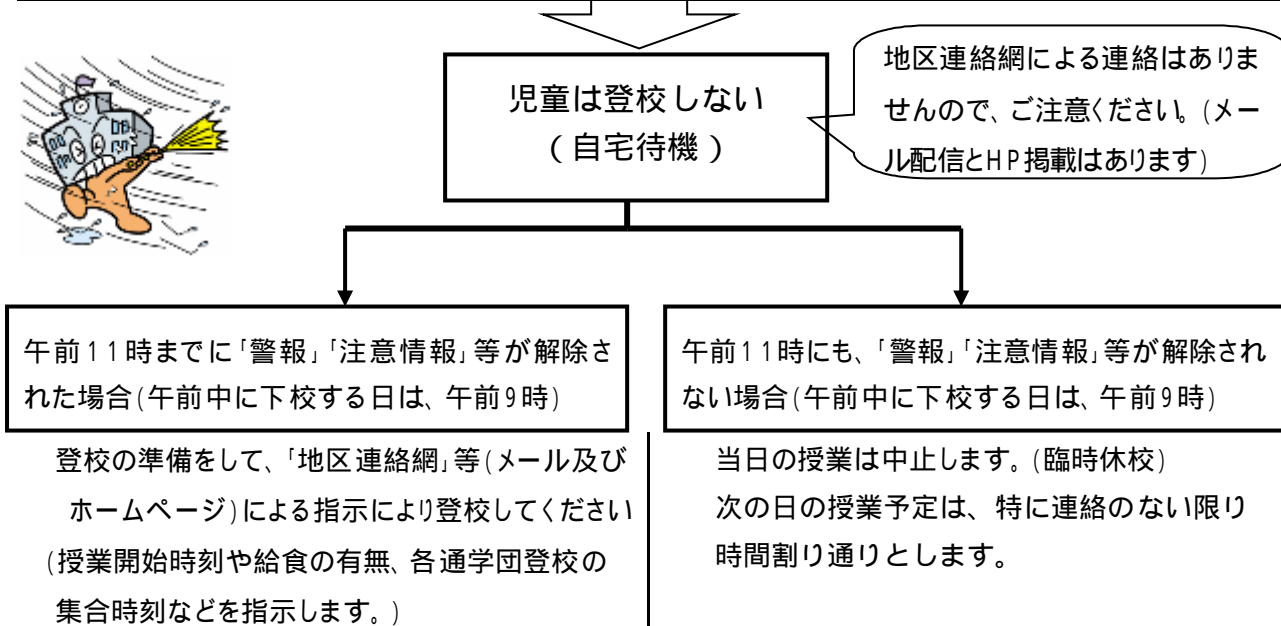


気象に関する警報および地震情報・宣言における児童の対応

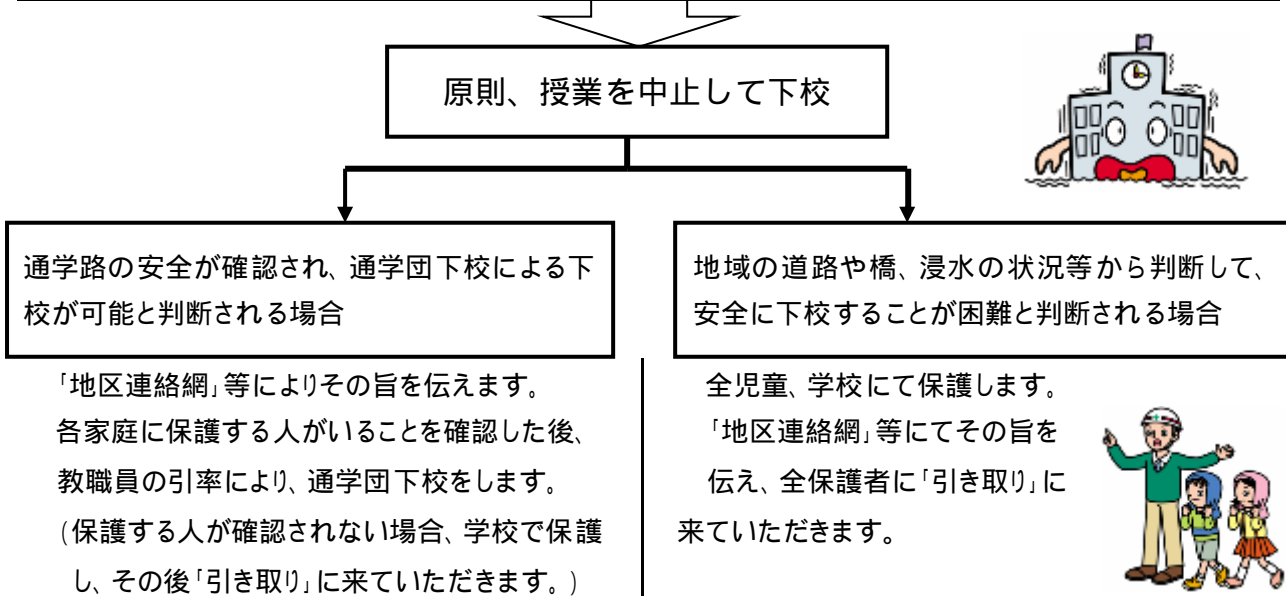
津市立安東小学校

始業(8:30)前に、「暴風警報」または「東海地震注意情報・警戒宣言」が発令されている場合



ただし、暴風警報が発令されていなくても、大雨等により道路や橋の決壊、冠水が起きたりして、登校が危険だと予想される時は、学校にその旨連絡し、自主的に登校を見合わせてください。

始業(8:30)後に、「暴風警報」または「東海地震注意情報・警戒宣言」が発令された場合



ただし、暴風警報が発令されていなくても、台風等の大雨により授業を中止して下校が適切であると判断した時は、暴風警報等の発令時と同じ対応をします。

「警報」や「注意情報」等の発令・解除の情報は、各家庭で、テレビやラジオ、インターネットなどで収集するようにしてください。

携帯メールによる連絡が入りましても、「地区連絡網」を確実に回してください。

また、「地区連絡網」による電話連絡はスピーディに回送し、連絡がとれない場合は、その次の家庭に連絡をして、その後にもう一度次の方に連絡をしてください。最後の方は、先頭の方(地区委員)に連絡のあったことを報告してください。